

副 本

令和6年（行ウ）第88号

原 告 星恵土ゼンヌルアベディン

被 告 愛 知 県 外1名

準備書面（6）

令和8年7月3日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告愛知県訴訟代理人

弁 護 士 鈴 木 智 洋



頭書事件につき、被告愛知県は下記のとおり原告ら準備書面20に対する反論を為すものとし、特に断らない限り、新たに定義するもののほか、従前と同一の略語を用いるものとする。

記

第1 はじめに

原告らは甲31号証、甲129号証を提出し、それらによって本件運用の存在が直接指示されていると主張している。

しかしながら、以下で指摘するとおり、甲31号証、甲129号証には何らの証拠価値も存在せず、その主張は全く持って失当である。

第2 被告愛知県の主張

1 甲31号証について

甲31号証についての証拠評価は既に被告愛知県の準備書面（4）において述べたとおりであり、一片の証拠価値も見出すことができないものであることが明らかである。

2 甲129号証について

甲129号証についても、これは「謎の動画」の域を出るものではなく、何らの証拠価値も有さないことが一見して明らかである。

(1) 主体

ア 原告らは、甲129号証に写っている（話している）人間らしき人影が、過去に愛知県警に勤務していた元警察官であると主張している。

しかしながら、その動画を見ても、そこに写っている者が、過去に愛知県警に勤務していた元警察官であることは全く判別できない（かろうじて、「そこに写っているのはおそらく人間であろう」、ということが判別できる程度である。）。

イ また、原告らは、甲129号証に写っている者が、「胸に愛知県警のバッジを付けた自身の交番勤務時の写真を示すとともに、自身が勤務中に受領した表彰状を示すなどしてインタビューに応じている」から、そこに写っている者が、過去に愛知県警に勤務していた元警察官であると主張している。

しかしながら、その写真に写っているのも、かろうじて「人間であろう」、ということが判別できる程度のものであるし（それが甲129号証で話をしている者と同一か否かも全く不明である）、表彰状なるものも、その内容、日付、宛名等を含めその真偽も全く不明である。

(2) 内容

甲129号証の内容は、ほぼ原告らの主張をそのままなぞっただけの

内容となっている。インタビューをしている者は、紙をペラペラめくる音をさせていることから、事前に原告らの主張に沿うように作成された質問事項の整理・シナリオを手元に持って質問をしていることが容易に想像できるところである。

そして、それらの質問に対して、回答している者は即座に、よどみなく回答していることに鑑みれば、回答者にも事前にそのシナリオが共有されており（回答内容も指示されている可能性が高い。）¹、回答している者は、その通りに回答しているだけであることが容易に想像できるものとなっている。

3 小括

そもそも、民事訴訟実務において、反対尋問を経ない陳述書（当然、陳述者が誰であるか明確になっているもの）ですらまともな証拠価値（信用性）は認められていない²のであるが、甲129号証は、上記のとおり、かろうじて人間であろうと思われる物体が、氏名等も一切明らかにせず、ただ、事前に共有された情報・シナリオに基づいて原告らの主張をなぞる発言をしているだけものと言わざるを得ない代物であり、何らの証拠価値（信用性）も存しないこと（せいぜい、反対尋問を経ない陳述書を遥かに下回る証拠価値（信用性）しか存しないこと）が一見して明らかである。

4 付言

なお、上記のとおり、甲129号証には何らの証拠価値（信用性）も存していないが、その点を暫く措くとして、甲129号証には以下の発言部分があることを念のため指摘しておく（なお、下記で指摘する発言部分について

¹ やり取りの中で甲4号証が示されている下りがあるが（4分43秒～5分29秒）、それを示された回答者は、即座に「私が警察学校にいた頃にもですね、同じものが配られました」と回答している。しかしながら、既に主張したとおり、若手警察官の為の現場対応必携は数年に一度改訂されており、パッと見ただけで、それが、自分が持っていたものと同じである、などと判断し発言することは不可能であって、このことから事前に種々の情報が共有された状態であったことが容易に伺われるところである。

² 圓道至剛外著、第一法規株式会社発行『企業法務のための民事訴訟の実務解説（第4版）』421ページなど、多数の文献、論文で指摘されているところである。

は、令和8年6月4日に開かれた口頭弁論期日において原告らが放映した映像では、敢えて省かれていた（貴庁や傍聴席にいる支援者たちに見せたくなかったのであろう。）。

(1) 8分22秒～45秒

「それはその地域部という部署の中でそういったやり方をすることを指示をされていたのか、それともFさん自身がこれが効率的だからというふうに見つけたというか感じられたのでオーバーステイ狙いで職務をしようというふうに思われたんですか」との問いに対して、

「具体的な指示というものはない」と回答

(2) 16分16秒～43秒

「またそのオーバーステイをターゲットにした職務質問というのは一部の人たちの考えであって決して、その組織全体とは言えないのではないかというような主張もあるかと思うんですけど、それについてはどう感じていらっしゃいますか」との質問に対して、

「警察全体です、やるという具体的な指示はない」と回答

(3) このように、原告らが、過去に愛知県警に勤務していた元警察官であると主張する者ですら、本件運用の存在を否定する発言をしていることは特に指摘しておくべき点であると思料するところである。³

以上

³ 甲129号証の信用性が皆無であることは本文で指摘したとおりであり、甲129号証の発言部分のみから、本件運用の存在を否定するという事実認定を求める趣旨の主張ではない。